
第3章

韓米FTA

—新たな時代の幕開け—



韓米FTAの争点となった医薬品（写真は鍾根堂が開発した制癌剤カムトベル）〔提供：アフロ〕。



同じく争点となった農産物（写真はたわわに実る稲穂。撮影地は京畿道驪州郡）〔提供：アフロ〕。



同じく争点となった繊維製品（写真は2005ハングルTシャツデザイン公募で大賞を受賞した作品）〔提供：アフロ〕。



同じく争点となった牛肉（写真は牛肉を切りさばく場面。ソウルのある市場にて）〔提供：ロイター／アフロ〕。

韓米FTAを巡っては韓国の国論を二分する激しい議論が繰り広げられた。2006年2月3日の正式交渉開始宣言以来、賛成・反対それぞれの立場の論者が出版合戦を繰り広げ、マスコミも交渉の進捗状況や賛否両派の立場や動きを逐一報道した。交渉は紆余曲折の末2007年4月2日に妥結した。韓米両国にとって大きな外交的挑戦であった韓米FTA交渉妥結は両国首脳のリーダーシップによるところが大きい。両国大統領がともに政権末期にあつて、FTA交渉妥結の実績を欲していたことなど、首脳間に交渉妥結を望む政治的なコンセンサスが存在していたことも幸いしたと思われる。

韓米FTAの交渉開始以前、韓国内ではFTAといえばもっぱら国内経済への影響が注目され、政治・外交的な視角から論じられることは多くなかった。無関心層も多く、目だった反対運動といえば韓チリFTA締結後に一部農民らが主導した批准阻止に向けた動きが挙げられる程度だろう。韓米FTA交渉前に韓国が手がけていたFTAの相手先はいずれも韓国の主要交易相手とは言い難かった。ASEANは交易規模も大きく、域内所得も韓国に肩を並べるほどの大きさであるが、これとても途上国を主体とする複数の国の集合体であつて、個々の加盟国の重要性は韓国の主要交易相手である日本、米国、中国とは比較し得ない。

しかし、韓米FTAは韓国の主要貿易国の一角を占める米国を相手にした本格的FTAであることから、韓国の貿易に占めるFTA適用部分は大きく増え、韓国の対外経済政策の中でのFTAの重みはさらに増すことになる。この意味で韓米FTAはそれまでのFTAとは違った画期的な意味を持つものと評価されよう。

韓米FTAはその経済的影響がそれまでのFTAに比べて桁違いに大きいこともさることながら、両国の各方面における緊密な関係を反映して韓国の国内政治状況、国家安全保障、対北親和的な南北政策など、韓国の国の根幹にかかわる政治・外交的な諸事項にも大きな影響を及ぼす。このため韓米FTAの行方に対する国民的な関心は非常に高かった。今後もその経済・外交的な影響について高い関心がもたれるものと見られる。

以下では韓米FTAの意義、経緯、交渉体制、国内調整、争点と交渉結果、予想される影響について、順次見ていくことにしよう。

第1節 韓米FTAの意義

まず経済的な意義から見てみよう。第1に、韓米FTAは韓国の主要交易相手であり、かつ世界最大の市場をもつ相手とのFTAで、相当の輸出増加を見込む点である。韓国の2006年における対米交易総額は768億3767万ドル、うち輸出は431億8350万ドル、輸入は336億5417万ドルで、それぞれ2位、3位、3位の相手先である。対米貿易黒字は95億2933万ドルに達した。また、米国は世界屈指の市場である。2005年の世界貿易総額（輸入）10兆7186億ドルのうち、米国は最大のシェア（16.2%）を占める。ドイツの7.3%、中国の6.2%、日本の4.8%に比して米国市場は格段に大きい。しかし、米国市場での韓国のシェアは長期低落傾向にある。2000年の米国市場におけるシェアは3.3%だったが、メキシコ、カナダ、中国にシェアを侵食され、2005年のシェアは2.6%にまで落ちた。米国とのFTAによってシェアの縮小に歯止めをかけるのが韓国側の狙いである⁽¹⁾。第2はFTAのもつ「後光効果」である。FTAを推進していることが国内制度の透明性を連想させ、国際的な効果を高める場合がある。韓チリFTAの発効によって韓国の国際信用等級がA-からAに上昇したし、韓米FTAの公式交渉以後豪州、EUなど多数のFTA締結打診があった。韓米FTAの妥結もいくつかの肯定的効果をもたらした。2007年5月、日本の格付投資情報センター（R&I）は韓米FTA締結を評価して韓国の信用格付け見通しを「A+、安定的」から「A+、肯定的」に上方修正した⁽²⁾。また国際的格付け機関であるムーディーズも7月3日に過去5年間「A3」に据え置かれてきた対韓格付けを引き上げる準備を始めた⁽³⁾。第3には生産性の向上が挙げられる。韓米FTAによる市場開放は競争に直面する生産者に苦痛をもたらすが、長期的には非効率な生産者が淘汰されることによって、経済全体で見れば生産効率が向上するし、消費者にとっても安価で良質な財・サービスが提供されるようになる。韓米FTAによって韓国の農水畜産業やサービス業など、これまで関税・非関税障壁によって保護され、国際的にみても遅れを取っている部門での効率性向上が目指された。

経済外的な意義としては、第1に韓米同盟の強化が挙げられる。いまだ北朝鮮と対峙する韓国にとって米国との軍事的な同盟関係は安全保障上死活的問題

である。しかし、米国との距離を置くことをアピールして当選した盧武鉉政権が 출범して以後、軍事的関係を含めてギクシャクした対米関係が続いた。2006年における戦時作戦統制権返還を巡る議論の中で米国は統制権を2009年までの早期に返上する意向を示し、韓米軍事同盟関係の弱体化は覆い隠しようのない状況となっていた。韓米FTAの締結によって、韓米両国は軍事だけでなく経済の上でも同盟関係に入ることになり、同盟関係の弱体化を防ぐのに役立つと考えられる。第2には中国との距離を保つ上での利用価値である。近隣の日中両国が米国とのFTA締結に向けての表立った動きを見せていないことから、これら諸国に先んじて対米FTAをまとめることで、米国との関係において相対的優位に立ち回ること、さらには韓国の過度の対中傾斜を是正して米中での適正な距離を保つことに韓米FTAは役立つと期待される。第3に、米国という重要な相手とのFTA交渉をまとめたことによる交渉技術の蓄積と、その後のFTAにおける優位である。韓米FTA交渉の交渉期間は実質10ヶ月弱しかなかった。限られた時間の中で困難な交渉を妥結に導いたことは評価に値する。このことは韓国が掲げる「同時多発的なFTA推進」の実現に大きく寄与することは間違いなからう。

第2節 経緯

韓米FTAは、韓国がFTAを対外経済政策に取り入れた経済危機以後初めて取り上げられたものではなく、その淵源は1980年代後半までさかのぼる。当時の円高に伴う韓国の競争条件有利化に助けられて韓米貿易における韓国の黒字が急増し、繊維、履物などの物品貿易や知的財産権、保険など広範囲な分野において両国間の通商・経済摩擦が頻発していた。こうした状況を一挙に打開する奇策として当時のレーガン米政権から韓国に対して韓米間FTAの打診があったという⁽⁴⁾。関連する研究成果も多数出たが、実際の政策としては結実しなかった。その後NAFTAへの韓国の追加加入を通じた利得追求に関心がもたれたこともあったが、韓国がFTA交渉を本格的に展開し始めた2000年以後、再び韓米FTAに対する研究への関心が高まった。たとえば、政府系研究機関の対外経済政策研究院（KIEP）は2001年12月「韓米FTAの主要イシューと政

策示唆点」と題するセミナーを韓国貿易協会と全国経済人連合会（全経連）との共催で開催しており⁽⁵⁾、外交通商部でも2003年FTAロードマップ策定の前準備として研究を行った形跡がある⁽⁶⁾。

韓米FTAがこのような水面下での準備段階から「水面上」に浮上したのは2003年8月のFTAロードマップ策定の時であった。この後現在に至るまでの交渉経過は表2のとおりである。この際には巨大経済圏とのFTA推進の一環として米国は中長期的な交渉対象国に選ばれた。しかし、この段階では国内農業への影響が大きい韓米FTAの実現可能性はそれほど高いものとは思われておらず、短期交渉対象への格上げも行われなかった。

だが、韓米FTAの交渉開始にむけての準備は着々と進んでいった。2004年5月にシャイナー米通商副代表が韓米FTAへの関心を表明し、その後もヒル米国外大使など米側要人による関心表明があった。のちに「4大前提条件」と呼ばれる自動車、薬価算定方式、牛肉、映画の4部門における米国の対韓要求や韓国農業の開放要求は当時すでに韓米間通商摩擦の一部として存在していたが、米国側はこれら懸案の解決がFTA交渉開始の条件となることを明言していた。しかし韓米FTA推進に乗り出すとなると、韓国は米国の長年の要求へ対応せざるを得なくなるうえ米国の反ダンピング措置の改善要求もしていかなければならなかった。それまでの韓米交渉および国内対策を経てもなかなか解決されなかった諸難題の一括整理をも意味する韓米FTAに対して韓国は当初慎重な姿勢であった。

それでも、その後の動きに見るように韓国は米国とのFTA推進の道を選択した。外交通商部の自由貿易協定ウェブサイトで公表されている交渉日誌⁽⁷⁾と韓国国内での新聞報道を総合すると、韓国側の慎重姿勢が変化したのは2005年夏から秋にかけてであったと見られる。2005年2月から4月にかけての3回にわたる韓米FTA事前実務点検会議が終了したあと、金鉉宗通商交渉本部長が7月と9月の2回訪米し、上下院議員と業界への説得、そして政府関係者の面談を行ったことが外交通商部の交渉日誌には記されている。9月の訪米ではFTA交渉開始を韓国側に迫る米国側の積極姿勢が目立った。この際の通商長官会談の面談相手であるポートマン米通商代表は映画のスクリーンクォータ（韓国映画の義務上映）縮小や牛肉輸入再開などの懸案解決が韓米FTA交渉開始のためには重要である旨再度強調し、米国が新たにFTA交渉を開始する候補

表2 韓米FTA交渉日誌

2003.8	“FTA 推進ロードマップ”作成 －中長期的課題としてアメリカなど巨大経済圏との FTA 推進を上程
2004.5	米通商代表部次席代表、韓米 FTA 締結に対する関心表明 －以後、在韓米大使など関係者が数回にわたって関心表明
2004.11	韓米通商長官会談(チリ、APEC会議)で、FTA 推進可能性点検のための事前実務会議開催に合意
2005.2.3	韓米 FTA 事前実務点検会議第1次会議開催(ソウル) －FTA 推進手続き及び経済的妥当性を論議
2005.3.28-29	韓米 FTA 事前実務点検会議第2次会議開催(ワシントン) －商品分野市場アクセス、農業、繊維、原産地規定、知的財産権、政府調達、貿易救済など FTA 協定文の分野別主要内容及び政策関連を論議
2005.4.28-29	韓米 FTA 事前実務点検会議第3次会議開催(ワシントン) －サービス、金融サービス、投資、通信、電子商取引、労働、環境、競争、透明性など FTA 協定文の分野別主要内容を論議
以後6回の通商長官会談開催を通じて韓米 FTA 開始の可能性を模索	
2005.5.2	韓米通商長官会談(パリ、OECD 閣僚理事会)
2005.6.3	韓米通商長官会談(済州、APEC会議)
2005.9.20	韓米通商長官会談(ワシントン)
2005.10.11	韓米通商長官会談(ジュネーブ)
2005.11.16	韓米通商長官会談(釜山、APEC会議)
2006.1.31	韓国通商本部長-ポートマン米通商代表面談(ワシントン)
2005年7月及び9月、通商交渉本部長が訪米、主要上下院議員、政府関係者、業界関係者、オピニオンリーダーたちに対する説得作業を行う	
2005.7.24-28	韓国通商本部長訪米、主要上下院議員及び業界に対する説得
2005.9.19-21	韓国通商本部長訪米、主要政府関係者と面談
2005年9月 米政府、韓国など4ヶ国を FTA 優先交渉対象国に選定	
政府内部会議、外部専門家への諮問、アンケート調査などを通じた検討	
専門家研究:政府委託研究のほか、10余回にわたる国内専門家研究及びセミナー、公聴会を行なう アンケート調査:日、米とのFTAに対する世論調査の結果、回答者の大部分が韓米 FTA 締結に賛成(カッコは賛成割合) 2004年11月全経連(87%)、12月貿易協会(75%)及び韓国ギャラップ(80%)、2006年2月中小企業連合中央会(80%)	
2006.2.2	韓米 FTA 第1回公聴会開催 対外経済長官会議への報告及び決定
2006.2.3	韓米 FTA 交渉開始を発表(ワシントン米上院議事堂) －韓国通商本部長-米通商代表共同記者会見
2006.3.6	韓米 FTA 第1次非公式事前準備協議開催
2006.4.17-18	韓米 FTA 第2次非公式事前準備協議開催
2006.6.5-9	韓米 FTA 第1次公式交渉開催(ワシントン)
2006.6.27	韓米 FTA 第2回公聴会開催
2006.7.10-14	韓米 FTA 第2次公式交渉開催(ソウル)
2006.9.6-9	韓米 FTA 第3次公式交渉開催(シアトル)
2006.10.23-27	韓米 FTA 第4次公式交渉開催(済州)
2006.12.4-8	韓米 FTA 第5次公式交渉開催(モントナ)
2007.1.15-19	韓米 FTA 第6次公式交渉開催(ソウル)
2007.02.11-14	韓米 FTA 第7次公式交渉開催(ワシントン)
2007.2.26	韓米通商代表会談
2007.03.08-12	韓米 FTA 第8次公式交渉開催(ソウル)
2007.03.19-22	韓米 FTA 高位級交渉開催(ワシントン)
2007.03.26-04.02	韓米 FTA 通商長官会議開催(ソウル)
2007.03.29	盧武鉉大統領、ブッシュ米大統領と電話会談
2007.04.02	韓米 FTA 交渉妥結
2007.06.21-26	米新通商政策と関連した追加協議
2007.06.30	署名

(出所) 外交通商部自由貿易協定ホームページ

(http://www.fta.go.kr/fta_korea/info.php?country_id=19、2007年8月10日アクセス)を各種報道で筆者が補完。

25カ国から韓国など4カ国が選抜されさらなる精査を行うことも表明した⁽⁸⁾。また、同時期に出された韓米財界会議の報告書はスクリーンクォータ縮小や自動車、医薬品などの懸案解決がなされないと米国業界から韓米FTA交渉開始に対する支持を受けられない旨強調した⁽⁹⁾。また、米行政府に与えられた貿易促進権限（TPA）は2007年7月で失効することになっていた。韓国は決断を迫られていた。

この後韓国内で韓米FTA締結に向けた動きが出てくる。2005年秋、青瓦台では韓米FTAの交渉開始の是非を巡って相当議論があった模様である⁽¹⁰⁾。しかし、結局は盧武鉉大統領が金鉉宗通商交渉本部長による韓米FTA交渉開始の建議を韓米同盟関係強化の観点から受け入れ、その旨を10月ごろブッシュ米大統領に電話で伝達した模様である⁽¹¹⁾。盧武鉉大統領としては韓米FTA交渉の開始を同年11月に予定されていた韓米首脳会議（慶州）で大々的に発表する腹積もりでもあったようだが、米側は韓国側の真意を確かめるため最小限の誠意、つまり懸案事項への取り組みを見せるように要求した⁽¹²⁾。

韓国政府はFTA交渉開始のための4大前提条件の充足に向けいち早く行動した。2005年10月20日には米国での牛海綿状脳症（BSE）発生のため停止されていた米国産牛肉輸入の再開を決定、10月30日には薬価制度と関連して価格切り下げを伴う制度改革の作業を中断することとした。また、11月6日には自動車排ガス規制強化の2年間猶予、2006年1月26日には映画のスクリーンクォータを4割から2割へ縮小することを決めた⁽¹³⁾。表3は4大前提条件を簡略にまとめたものである。

こうして韓米FTAの正式交渉に向けての障害は取り除かれ、2006年2月3日に交渉開始が宣言された。6月5日には第1回交渉が始まった。しかし2006年12月の第5回交渉で牛肉、繊維など双方の敏感品目に関する協議が本格化して以降、合意形成のペースが大幅に鈍った。2007年1月18日に起きた韓国国会からの交渉戦略文書流出事件のために韓国交渉団は交渉終盤になって戦略の練り直しを余儀なくされ、一時は妥結を危ぶむ空気すら流れた。2月14日に終わった第7回交渉に至っても両国の主張の隔たりは埋まらなかった。事態を打開すべく2月26日に開かれた韓米通商代表会談では残存する争点について大詰めの調整作業が行われ、交渉妥結への道が開かれた。この段階で残存していた争点は貿易救済、自動車、医薬品、繊維、農産物、金融分野の一時

表3 韓米FTA交渉開始の「4大前提条件」

項目		摘要
牛肉	2003年12月24日	韓国政府、米国でのBSE（牛海綿状脳症）発生を受け、米国産牛肉の輸入を事実上停止
	2005年10月20日 2006年1月13日	韓国政府、米国産牛肉輸入再開の方針を決める 骨を全て除去した、生後30か月以下の米国産牛肉の輸入再開で韓米が合意
	2006年9月9日 2006年11月25日 ～12月7日	上記条件に適合する米国産牛肉輸入を再開 輸入再開分の米国産牛肉22.3トンに骨片が見つかり、全量返送または廃棄
スクリークォータ	2006年1月26日	スクリークォータを年間146日（4割）から73日（2割）に削減する方針を決定。
	2006年7月1日	スクリークォータ削減を実施。
薬価	2005年10月30日	薬剤費改革の作業を中断
	2006年5月3日	福祉部、健康保険薬剤費適正化方案を発表
	2006年7月下旬	薬剤費適正化方案に関する立法予告
	2006年12月27日	「国民健康保険療養給与の基準に関する規則および新医療技術等の決定・調整基準」の改正・施行（薬剤費適正化方案の施行）
自動車	2005年11月4日	2006年1月施行予定の新排ガス基準適用を2年間猶予

（出所）新聞報道より筆者作成。

的なセーフガード、知的財産権、開城工業団地の原産地特例認定問題などで、双方は最終的な要求と譲歩の可能性などをかなりの詳細にわたって打診し合った模様である⁽¹⁴⁾。3月8日から12日まで行われた第8回交渉では、自動車、農業など敏感な争点を残して大方決着が付き、交渉妥結への期待感はさらに高まった。交渉の最終的な行方は、3月26日からの通商長官交渉での高度の政治判断に委ねられた。通商長官交渉の傍ら、3月29日には盧武鉉大統領が米国のブッシュ大統領との電話会談を行って韓米FTAにおける自動車、農業などの争点について話し合った。上述の通り、米国政府に与えられたTPAは7月1日に期限切れを迎えることになっていたが、米国議会への報告に必要な期間90日を見込むと韓米FTAの事実上の交渉期限は3月末までとされていた。しかし、当初の期限までに通商長官交渉は決着せず、急遽2日間交渉が延長された⁽¹⁵⁾。そして、ついに4月2日に10ヶ月にわたる交渉は妥結を見た。

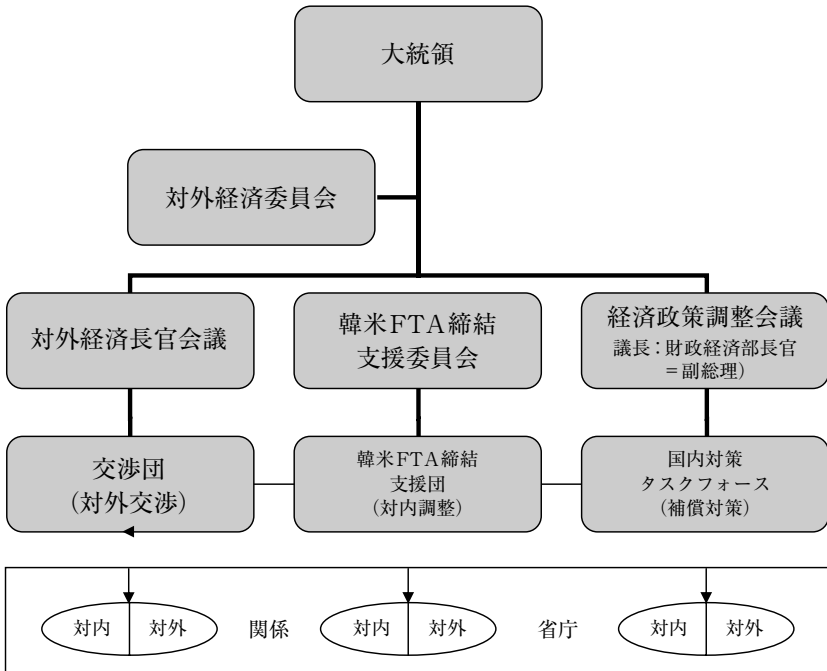
この後、5月10日に米国議会と米国政府が労働者保護および環境保護などとFTAをリンクさせた新通商政策に合意したことに伴い、4月に妥結した韓米FTAについても米国政府が6月16日までに追加協議を提案してきた。韓国は、追加協議は妥結済みの条項を明確化する程度の軽微なものだと判断してこれを受入れ、6月30日に署名した。

第3節 交渉体制

韓米FTAは他のFTAとは異なる特別体制で推進された。図3に示されるように、推進体制は大統領を頂点として対外経済委員会、対外経済長官会議、韓米FTA締結支援委員会および経済政策調整会議が分掌した。これらのうち、韓米FTA締結支援委員会が韓米FTAのための特別の組織であった。

対外経済委員会⁽¹⁰⁾は、FTA交渉前における国内経済への影響分析や交渉途中における懸案分析などを扱う。たとえば韓米FTAについては、交渉開始前にサービス部門への影響など各種分析が行われ、交渉開始後は韓米FTAを含

図3 韓米FTAの推進体系



(出所) 韓米FTA締結支援委員会・支援団、「韓米FTA討論資料」、2006年8月24日、73ページ。

めたFTAの国内農業への影響について検討が行われた。

対外経済長官会議⁽¹⁷⁾は、共同研究着手や交渉開始などFTA推進における重要な節目で、政府の最終的な意思を決定する場である。韓米FTAに関しては2006年2月2日に交渉開始に関する報告が行われ、同日交渉開始が議決された。対外経済長官会議での議決に先立って、同会議の下に設置されたFTA推進委員会が案件の審議を行う。また交渉が開始された後、対外経済長官会議は交渉の経過について報告を受ける。

FTA交渉が開始されると、FTAに関する政府内の作業は交渉、国内調整、補

表4 交渉分科会構成現況（17分科会と2作業チーム）

分科	分科長	所管
首席代表	外交通商部 金宗燠大使	-
商品貿易	外交通商部 韓米FTA企画団長	商品に関する内国民待遇及び市場アクセス
農業	農林部 国際農業局長	農業
繊維	産業資源部 繊維生活チーム長	繊維
原産地/通関手続き	外交通商部 FTA商品交渉課長	原産地
貿易救済	財政経済部 関税協力課長	通関
	産業資源部 調査総括チーム長	
	外交通商部 韓米FTA国内対応チーム長 財政経済部 関税制度課長	
衛生検疫(SPS)	農林部 FTA2課長	SPS
技術障壁(TBT)	産業資源部 技術規制対応チーム長	TBT
投資	外交通商部 FTA第1交渉官	投資
	産業資源部 投資政策チーム長	
サービス	財政経済部 通商調整課長	サービス一般/人力移動
金融サービス	財政経済部 国際金融審議官	金融サービス
通信/電子商取引	外交通商部 FTA第2交渉官	通信サービス
	外交通商部 FTA第2交渉官	電子商取引
	産業資源部 デジタル戦略チーム長	
競争	外交通商部 FTAサービス交渉課長 公取委 国際協力チーム長	競争
政府調達	外交通商部 多者通商局長	政府調達
	財政経済部 会計制度課長	
	外交通商部 地域通商局長	
知的財産権	外交通商部 地域通商局長 文化部 著作権課長	知的財産権
労働	外交通商部 国際経済局長	労働
	労働部 国際交渉チーム長	
環境	外交通商部 国際経済局長 環境部 地球環境担当官	環境
紛争解決/透明性/総則	外交通商部 韓米FTA総括チーム長	定義/紛争解決/透明性/例外/最終条項
自動車 (作業チーム)	外交通商部 地域通商協力官	-
	産業資源部 自動車造船チーム長	
医薬品/医療機器 (作業チーム)	福祉部 韓・米FTAタスクフォース局長	-

(出所) 韓米FTA締結支援委員会・支援団「韓米FTA討論資料」2006年8月24日。

償対策の3つに分けて進められた。

米国との交渉は17の分科会に分けて行われた。各分科会の責任者には関係部署の局長もしくは課長クラスが就いて対米交渉に当たった(表4参照)。商品貿易は、一般商品と農業、繊維を別立てにして議論が行われた。交渉実務の支援は、2006年3月末に創設された韓米FTA企画団が18人体制で担当した。同企画団は外交通商部にFTA局とは別途に、しかし同格で設置された。

国内調整は2006年8月に始動した韓米FTA締結支援委員会が担当した。同委員会の活動については後で詳述する。

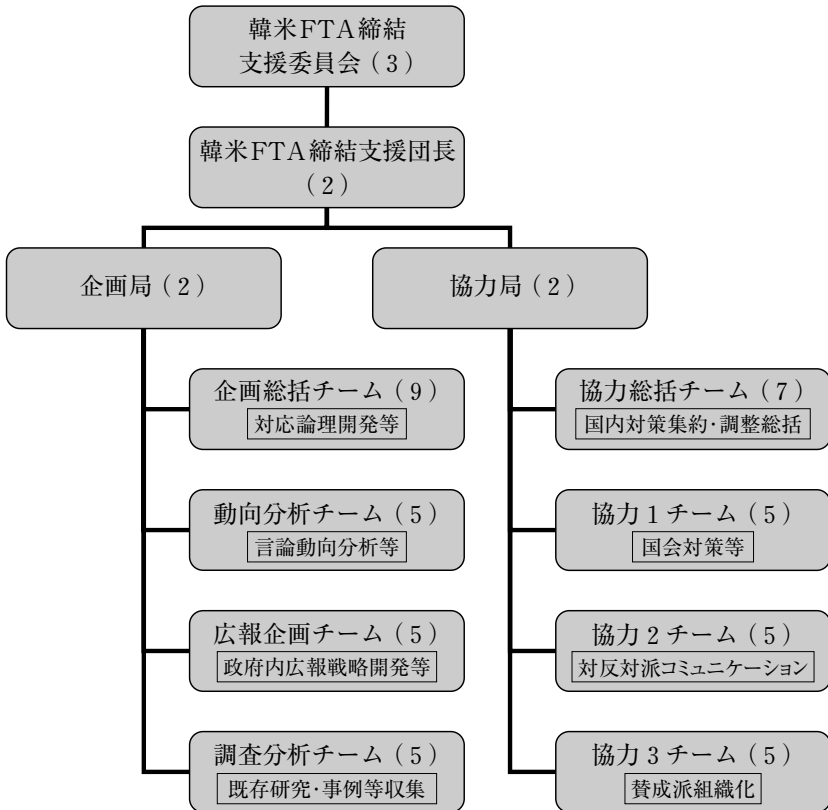
補償対策は農林部や産業資源部など担当部署が所管するが、補償に関する政府部署間の調整は財政経済部長官が議長を務める経済政策調整会議で議論されることになっていた。たとえば2006年10月27日の経済政策調整会議では、製造業への補償対策を定めた貿易調整支援制度の推進計画が議論されている。補償対策調整の実務は、関係各部署職員からなる国内対策タスクフォースが行うこととなっていた。

韓米FTA締結支援委員会

第2回交渉が始まった7月10日、盧大統領は韓米FTA推進広報に関する専門チームを別途構成することを指示した。この専門チームは「韓米FTA締結支援委員会」と命名された。支援委員会は大統領府所属となり、8月1日に「大韓民国政府と米合衆国政府間の自由貿易協定締結支援委員会規定」(大統領令第19638号)の公布によって正式に始動した。委員長には「韓米FTAの伝道師」の異名を取る韓恵洙前財政経済部長官兼経済副首相が就任した。実際の作業は委員会の下に置かれた韓米FTA締結支援団が担当することになった。それまで韓米FTAは交渉総括を外交通商部が担当し、国内対策を財政経済部が担当する2本建て体制となっていたが、実際には外交通商部の優位が目立ち、財政経済部の国内対策はその陰に隠れることが多かった。韓米FTA締結支援委員会の創設によって韓米FTAは交渉に専念する交渉団、国内調整等を担当する締結支援団、補償対策を担当する国内対策タスクフォースの3本立て体制となった(図3を参照)。なお、米国以外とのFTAではこうした特別な体制は作られていない⁽¹⁸⁾。

韓米FTA締結支援委員会および支援団の構成は図4の通りである。委員会

図4 韓米FTA締結支援団組織現況（2局8チーム55名）



(注) カッコ内は定員。

(出所) 韓米FTA締結支援委員会・支援団、「韓米FTA討論資料」、2006年8月24日、75ページ。

は経済界、言論界、学会、市民団体など民間委員8名と政府委員6名、そして委員長の15名から構成された。実務を担当する支援団は2局8チーム55人体制で、「国民とともに歩む韓米FTA」というモットーのもとに、国民への情報提供、国民の意見集約、国会活動への支援、社会的対立の調整などを主な任務とした。委員会発足に当たっては、外交通商部以外からの出向者を多く配置し

てFTAと関連した政府各部署間のネットワーク構築に意を用いた。また、業界等との連絡を密にするために専門知識を持つ研究者らも配置した。

委員会の重要な機能の一つである関係業界などからの意見集約は、原則として最小単位の業界団体との間で行われた。たとえば農業の場合、作物ごとの団体（たとえばトマトやきゅうりなどの生産団体）と接触した。製造業でも同様の方法で接触した。最小単位の団体ではなく、上部組織（農協や全経連など）との接触を通じて意見集約することも考えられるが、実際にはそのようなことは多くなく、むしろ政府の交渉方針についての大枠の意見や韓国経済への影響を聴取するなど、研究・調査機関と同等の扱いをしていた。上部産業組織を意見吸い上げに積極的に用いなかっただのは、傘下で利害対立が起きた場合その代表性に疑問の余地が生じかねないからで、最小単位の業界団体を対象とすれば内部対立と代表性の問題を最小限に食い止めることができるからである。個別品目における開放の度合いを業界と話し合う場合、業界の要望を聞いてから素案を作るのではなく、委員会内部で作ったたたき台を業界に提示することから始めることを基本とした。

第4節 FTA施行に伴う国内補償措置

2007年4月の韓米FTA妥結に伴って、韓国政府は被害を蒙る人々に対する補償対策を本格化し、韓チリFTA以後に作られた既存の補償措置の枠組みの拡充が相ついで打ち出されている。

韓国政府は、FTA施行に伴って被害を受ける企業や勤労者に対して、「製造業等の貿易調整支援に関する法律」に基づく支援を行うこととしている。この支援対象にサービス業全体を含むことが2007年6月28日に開かれた国会FTA特別委員会での政府報告で表明されている⁽¹⁹⁾。企業がFTAによって売上が25%以上減少するなどの要件を満たして貿易調整支援の対象企業に選定された場合、資金、マンパワー、技術、販路、立地などに関する構造調整に必要な各種情報提供・相談機会の提供や、経営安定と競争力確保のための融資支援を受けることができる。また、勤労者に対しては転職・再就職支援のための情報提供・相談機会の提供や転職・再就職先企業への費用支援（転職支援費用の66

～75%⁽²⁰⁾）などが予定されている。同法は2006年4月に制定され、2007年4月からの施行が予定されている。支援規模は、10年間で対企業分が2兆6400億ウォン、対勤労者分が2073億ウォンと予定されている⁽²¹⁾。

このほか、中小企業向けにはFTA被害への直接補償策ではないにせよ、事業転換支援を通じた間接的補償策が準備されている。2006年9月から施行されている「中小企業事業転換促進に関する特別法」によって中小企業の事業転換手続きが簡素化されている。

最も大きな影響を受けると見られる農業部門に対しては、2003年の韓チリFTAの際に後続のFTAも含めた被害補償策として2004－13年の10年間で総額119兆3000億ウォンの農業・農村中長期投融資計画が決まっている。ただし、この投資計画は間接的な補償策であって、被害者への直接補償ではない。より直接的な補償策としては「自由貿易協定締結に伴う農漁業人などの支援に関する特別法」によって積み立てられる自由貿易協定履行支援基金及び水産発展基金からの支援がある。前者は2004年から10年までの7年間で1兆2000億ウォンを積み立てるもので、ここから生産施設高度化など競争力強化向けに8592億ウォン、廃業補償および所得補填などに3188億ウォンの支出が予定されている。所得の現金補填の割合は80%から85%に引き上げられる予定である。また、営農大型化のための農地銀行に対する土地貸借について譲渡所得税を優遇するほか、農漁村での創業企業に対する投資資金補助（10%）などの優遇策も打ち出されている。

これら補償対策は果たして支援策として十分かどうか検討の余地はありそうだ。たとえば農業だけで発効5年目に4465億ウォン、15年目に1兆361億ウォンの生産減少が見込まれる⁽²²⁾が、直接補償は7年間で1兆ウォンあまりの規模である。これは韓米FTAを含む全てのFTA向けの補償策であり、今後対中FTAのような農業への影響が非常に大きいFTAを締結した場合には基金が枯渇することは十分考えられる。しかし、補償対策に必要な巨費を調達するのは容易ではない。119兆ウォンの投融資計画の後半5年間の財源がいまだ明確でない⁽²³⁾。その期間の所要額は68兆ウォンだが、国家予算規模（2007年度163兆ウォン、一般会計+特別会計）からすると相当の巨費といえる。国内農業対策への追加要求は交渉途中の段階から早くも出始めていて⁽²⁴⁾、補償対策費の無原則な膨張が懸念される。

第5節 争点と妥結内容

(1) 3つの主要争点

まず、主要争点における経緯と妥結内容をやや詳しく見ていくことにする。ここでは韓米FTA交渉に特有であったと思われる3つのケースを取り上げてみよう。第1が自動車であり、第2が牛肉であり、第3が医薬品である。自動車は米国が守勢に回ったケースであり、牛肉、医薬品は韓国が守勢に回ったケースであるが、共通しているのは関税引き下げだけではなく、広い意味での関連制度改善と解釈される税制改編や検疫、健康保険、薬価制度なども絡めた包括的な議論が繰り返されたことである。

1) 自動車

韓米間の自動車貿易においては、韓国側の大幅出超が続いている。2005年の完成車の対米輸出台数は70万9000台に上るが、対米輸入は5500台に過ぎない⁽²⁵⁾。金額で見てもやはり韓国側の大幅な出超が続いている。2005年の対米黒字は実に103億ドルにのぼり、自動車は名実共に対米黒字の稼ぎ頭となっている。

現在、韓国から米国へ自動車輸出においては、乗用車に2.5%、ピックアップトラックを含む貨物車には25%の関税が賦課される。米国市場ではブランド・技術競争力の面で日米欧に及ばず、価格競争力を武器にシェア拡大に挑んできた韓国車にとって、米国の関税撤廃によって生じる追加的な価格引き下げ余力はかなり魅力的である。近年ではウォン高のために米国市場での価格競争力が低下し、日本車にシェアを侵食される状況が続いていた。米国車メーカーは、日韓などアジア自動車メーカーの追い上げに直面して米国内でのシェアをじりじりと減らしていた。一方、外国車が浸透していない韓国市場は米国メーカーの目には有望市場と映ったが、反面それは市場の閉鎖性をも意味していた。米国から韓国への自動車輸出に当たっては、乗用車8%、貨物車10%の関税が賦課されている。

FTA交渉と関連しては、韓国メーカーは自己の対米輸出をさらに伸ばす要因となる韓米FTAを歓迎する立場である。2006年12月21日には韓国自動車工業

協会と韓国自動車工業協同組合が連名で「韓米FTAの成功裡な妥結を求める決議書」を發した。同決議書は韓国の自動車輸入関税撤廃すら肯定的に評価している。これが米国の対韓自動車輸出増加につながり、韓米間の自動車摩擦解消に役立つという理由からである。しかし、実際には韓国メーカーは手放して韓国市場への米国自動車流入を歓迎しているわけではない。韓国メーカーが恐れるのは米国を通じた第三国車の流入、なかんずく日本車の流入である。2006年2月から5月にかけて韓国政府の韓米FTA企画団が行った各界からの意見集約で自動車工業協会は、日・欧車の迂回輸入を防ぐための高水準の原産地基準の策定を韓国政府に求めた。6月27日の韓米FTA第2回公聴会のために事前配布された各業界の要望の中でも自動車業界は日本車などの迂回輸入防止のための厳格な原産地基準策定を再度政府に要望した。一方の米国車メーカーもFTAという絶好の機会を捉えての韓国市場攻略に乗り出した。この目的のため、米国車メーカーは米国政府への働きかけを強めた。2006年11月14日、米国自動車メーカーのピックスリー（GM、フォード、クライスラー）のCEO（最高経営者）がホワイトハウスでブッシュ大統領およびチェイニー副大統領と面談した。その席上、米国自動車メーカーのCEOたちは自身の苦境を訴える中で韓国市場の閉鎖性に言及した⁽²⁶⁾。韓国自動車市場開放のための米国メーカーの具体的要求は、FTAに伴う韓国の輸入関税完全撤廃のほか、排気量が課税基準となっている韓国の自動車税の税制を価格基準に改めさせることなどであった。これは大型車に強く、価格が日欧よりも相対的に安い米国車の特性を勘案した要求であった。

自動車は交渉開始前における前提条件の一つであった。韓国の2006年排ガス規制適用を米国車には2年猶予することが交渉前に決まったが、交渉開始後も自動車に関する米国の要求は続いた。交渉における米国側の強い姿勢は米国車メーカーの立場をそのまま反映するものであった。関税の引き下げよりも注目されたのが税制と関連した米国の要求であった。米国の要求は韓国の自動車税課税基準の変更だけではなく、特別消費税や自動車購入者に対する地下鉄公債の購入義務付け（自動車利用者に対して公共交通整備への協力を求める趣旨）などの関連制度改善にまで及んだ。韓国側も韓国車メーカーの要望をもとに交渉に臨んだ。韓国側は特に米国の乗用車関税（2.5%）の即時撤廃に全力を注いだ。交渉を通じて、自動車的大幅出超を続ける韓国側は米国の要求を受容する姿勢

を見せてきたが、米国は交渉最終盤の通商長官交渉に入ってから自動車に関税撤廃計画開示に応じなかった。

それでも、妥結内容を見ると韓米両国の主張がかなりの部分取り入れられている（表5を参照）。韓国側が求めてきた乗用車の関税（2.5%）は即時撤廃が実現した。米国の敏感品目であり、25%の高関税で守られてきた貨物車についても10年後ではあるが関税撤廃が約束された。米国側の韓国に対する関税引き下げもほぼ要求どおり受容された。親環境車（主動力にガソリンエンジンやディーゼルエンジンを用いない未来技術型のものに限定）を除く自動車全般については韓国の関税が即時撤廃される。また、韓国の税制改編に関しては自動車税の課税を現行の排気量ベースから価格ベースに変更するという米国の目論みは実現しなかったが、大型車における税率引き下げ（cc当たり220ウォンから200ウォンへ）は実現した。車両購入時の特別消費税についても大型車の税率引き

表5 韓米FTA自動車部門の交渉結果

(1) 関税譲許

区分	即時撤廃	3年以内	5年以内	10年以内
韓国	乗用車、部品など116品目（8%）	-	-	親環境車（8%）
米国	3000cc以下乗用車、部品など18品目（0-2.5%）	3000cc超乗用車など16品目（0-2.5%）	タイヤ（4%）	貨物車（ピックアップを含む）（25%）

(注) カッコ内数値は現行関税率。

(出所) サムスン経済研究所、「韓米FTAと企業の機会活用」、2007年4月25日（韓国語）。

(原資料) 韓国外交通商部、「韓米FTA分野別最終交渉結果」、2007年4月（韓国語）。

(2) 韓国での税制改編

車種	軽自動車 (800cc以下)	乗用車		中型車	大型車	
		1000ccまで	1600ccまで	2000ccまで	2000cc超	
特別消費税	現行	免除	5%		10%	
	改編	免除		5%	8% (3年後は5%)	
自動車税 (cc当たり)	現行	80ウォン	100ウォン	140ウォン	200ウォン	220ウォン
	改編	80ウォン		140ウォン	200ウォン	

(出所及び原資料) 上と同じ。

下げが実現した。現行10%の特別消費税率が韓米FTAの発効と同時に8%に引き下げられ、さらに3年後には5%に引き下げられる予定である。一方、韓米がそれぞれ要求しながらも実現しなかった事項としては、韓国の自動車税課税を排気量基準から価格基準へ変更すること（上述）や韓国への日本車など第三国車の迂回輸入防止のための厳格な原産地規則の導入などが挙げられる。

韓米FTAに伴う影響としては、韓国が大きな恩恵を受けるという見方が一般的である。韓米FTA実施初年の韓国の対米輸出増加額としては6億ドルという数値が紹介されている⁽²⁷⁾。米国車の対韓輸出については、韓国内でのブランドイメージが日欧車に比べてやや劣ることや燃費が良くないことから増勢は限定的との見方が支配的である。

2) 牛肉

かつて、米国にとって韓国は牛肉の大口輸出先の一つであったが、現在ではBSE発生後の禁輸措置に伴って対韓輸出実績はゼロに転落している。牛肉の対韓輸出を実現させたい米国生産者の強い意向が韓米FTA交渉にも色濃く反映された。

米国でのBSE発生に伴い、韓国は2003年12月に米国からの牛肉輸入を停止した。牛肉の対米輸入禁止が実施された2003年の対米牛肉輸入量は27万ト、弱で、輸入肉全体の4分の3以上を占めるほどの圧倒的な強みを発揮していた

表6 韓国の牛肉需給（万トン、%）

（国内市場総括）	2003年	（シェア）	2005年	（シェア）
国産	14.2	28.9%	15.2	44.2%
輸入肉	34.9	71.1%	19.2	55.8%
合計	49.1	100.0%	34.4	100.0%

（輸入肉のシェア構造）	2003年	（シェア）	2005年	（シェア）
米国	26.7	76.5%	0.0	0.0%
オーストラリア	5.2	15.0%	12.8	66.9%
ニュージーランド	2.4	6.8%	5.8	30.4%
その他	0.6	1.7%	0.5	2.7%
合計	34.9	100.0%	19.2	100.0%

（出所）『毎日経済新聞』4月4日付けより筆者まとめ。

(表6を参照)。しかし、対米輸入禁止に伴って、米国産牛肉が占めていた大きな市場シェアは韓国産牛肉やオーストラリアおよびニュージーランドなどオセアニア産牛肉などに移った。2005年の輸入牛肉の輸入先別シェアをみると、米国産牛肉がゼロに転落した反面、それまで2番手であったオーストラリア産牛肉が輸入肉の約3分の2を占めるに至った。

米国畜産農家にとって、BSE発生に伴う輸出停止は大打撃で、輸出の回復を求める彼らの声に米国政府は対応せざるを得なくなっていた。米国は韓国に対してあらゆる機会を捉えて牛肉輸入の再開を働きかけてきたが、2005年以降そうした働きかけは韓米FTA交渉開始と関連付けて行われるようになった。その後韓米FTAの交渉開始のための前提条件充足の一環として2005年10月に韓国政府が輸入再開を決めたのは上述の通りである。米国生産者は米国政府に対して韓米FTA交渉において韓国市場の開放に向けての攻勢を緩めないよう求めてきた。交渉最終局面においても米国生産者の強硬姿勢に変化はなかった。2007年3月20日に米下院歳入委員会貿易小委員会は、韓米FTA交渉開始以来初めて公聴会を開催した。この公聴会で、自動車、農産物関係者と並んで米肉類研究所のボイル所長は「米国産牛肉の全面開放を韓米FTAの前提条件とするべき」と迫った⁽²⁸⁾。

一方、守勢に回った韓国の畜産農家らも手をこまねいていたわけではなかった。一部の先鋭化した集団は、他の韓米FTA反対団体と組んで街頭抗議などの反対運動に乗り出した。しかし、先鋭化した集団は多数派とは言い難く、大多数の穏健的勢力は、政府に対する申し入れなどによって牛肉市場開放のショックを和らげるよう努力を傾けた。そうした努力のなかでもとくに注目されるのが畜産関係者による韓米FTA交渉団への直接的な建議である。2006年8月14日、全国畜協組合長協議会のユン・サンイク会長らが韓米FTA交渉団の金宗堯首席代表と面談し、牛肉などの畜産物を韓米FTAの交渉対象から除外するよう求めた建議書を手交した。この際金首席代表は、「交渉除外の要請はこれまでにいくつかあったが、直接建議書を渡されるのは初めてのこと」とし、「畜産人らの立場が反映されるよう努力してみる」と答えた⁽²⁹⁾。

牛肉に関する韓米FTA交渉において、米国交渉団は米国の牛肉生産者の強い韓国市場開放要求を背景に、コメや肉類およびその他農産物を含めた全農産物の関税撤廃を韓国に対して要求する戦術を採った。米国はこの戦術を交渉の

最終段階である通商長官交渉まで維持した。交渉開始の前提条件となっていた米国産牛肉の輸入開始決定（2005年10月）に沿って、交渉期間中の2006年9月に生後30ヶ月以下の骨なし肉に限り韓国向け輸出が再開されたが、11月末から12月初にかけての輸入品検査において小さな骨片が相次いで見つかり、輸入全量が返送または廃棄された。こうした韓国の措置に米国は強く反発し、牛肉は韓米FTA交渉の新たな火種となった。牛肉交渉での決裂が交渉全体の決裂につながりかねないとの雰囲気すら一時は広がり、牛肉交渉がディール・ブレイカー（交渉のぶち壊し役）とも目された。米国側は、交渉の最終段階になってそれまで交渉が続けられてきた骨なし肉の他、骨付き肉の扱いを持ち出してきてきた。韓国は骨を危険部位と見て骨付き牛肉の輸入をいまだに禁止しているが、米国側はFTA交渉の最終段階で骨付き肉の輸入再開を約する文書の差し入れを韓国側に求めた。一方、交渉を通じて韓国側は、自国の生産者からの牛肉のFTA交渉対象除外の要請や自国産牛肉に対する国民感情上の特殊性などを勧告し、牛肉に対する交渉対象除外や輸入割当、セーフガードなど多様な規制手法を持ち出しながら米国側の攻勢に対して抵抗を試みた模様である。

妥結内容を整理すると、韓米FTAにおいて韓国の牛肉は除外対象とはならず、長期の猶予期間を得ながらも関税撤廃の対象となった。牛骨なし肉については、現在40%の関税を毎年2.7ポイントずつ引き下げ、15年間で関税を撤廃することになった。現在関税率が75%に達する牛肉加工品についても15年間で関税を撤廃することになった。また、農産物特別セーフガード（物量基準）が認められた。これにより、一定量を上回る牛肉が米国から韓国に輸出された場合、特別関税が別途賦課されることになる。骨付き肉の扱いは、検疫の扱いをどうするかというFTA本来の議論とは異なるものであるため交渉結果には現れていないが、韓国側から輸入を約する書面の提出はせず、口頭の約束を与えることで米国の了解を得た。これによれば、骨付き肉の輸入再開は、米国に対する国際獣疫事務局（OIE）の牛海綿状脳症（BSE）評価等級が出される5月以降に協議されることとなった。同月25日の等級判定で米国が「BSE（牛海綿状脳症）の発生リスクが管理されている国」と判定されたことを受けて、権五奎財政経済部長官はカルビ肉などの骨付き肉輸入を検討することを表明した⁽³⁰⁾。

農村経済研究院の予想によると、韓米FTA実施に伴う牛肉関税の引き下げが韓国に与える影響は、10年間で関税撤廃を仮定した場合年間200億ウォ

ンで、牛肉の総生産額 2兆9000億ウォンの約6.9%である⁽³¹⁾。ただし、米国産牛肉の国内価格が安価になることで消費者の利得は増えることに留意が必要である。また、輸入肉の価格下落で国産牛肉の価格も多少下がると見られ、この面からも消費者の利得は増えると思われる。韓国内では早くも対米牛肉輸入増加をにらんだ生産者による国産牛の投売り現象がみられた。『中央日報』2007年4月22日付けによれば、同月20日のメス子牛の価格が全国平均で前月比14.3%下落した。

3) 医薬品

前提条件の一つである医薬品は、交渉開始後にむしろ争点化した⁽³²⁾。韓米FTA交渉開始直前における韓国の薬価制度は、国民健康保険が大量の医薬品を買い上げることを背景とした一種の国定価格制度である。米国側は、この薬価制度の下では国内製薬会社が比較優位を持つ後発薬の価格が相対的に高い反面、外国製薬会社に比較優位がある新薬の価格は抑え気味にされるほか、効能が優れ薬価も高い「革新的新薬」に対する認定基準が曖昧であると批判してきた。

基準の不透明性のほかに米国の批判を受けたのはポジティブリスト方式による選択的薬価リスト収載である。韓国政府は薬剤費膨張による健保財政悪化を食い止めるためこの新方式による薬価適正化を2003年から模索していた。ポジティブリスト方式とは、効果が優れ経済的な薬品のみを選んで薬価リストに収載するというものである。米国側としてはポジティブリスト方式による薬価収載に漏れた場合の打撃の大きさなどから薬価適正化の再考をFTA交渉開始の条件としていた。これを受け、2005年10月30日に韓国政府は薬価適正化作業の中断を決めている⁽³³⁾。しかしその後、2006年5月3日に韓国保健福祉部は「薬価適正化方案⁽³⁴⁾」を発表、ポジティブリスト方式による薬価収載を再び推進し始めた。この薬価適正化推進は米国側には前提条件を無視する行為であると同時に国際的交渉における紳士協定である現状凍結原則に違反すると映り、医薬品分野はFTA交渉の新たな争点となった。

しかし、FTA交渉が進行するに従って、米国側は薬価適正化に反発するよりも、むしろそれに伴って生じる損失を回避するほうへ議論の方向を変えた。具体的には薬価算定における外国製薬会社の異議申し立てや、新薬に対する最低

価格の保障などである。最終合意では、新薬への最低価格保障はされなかったが、外国製薬会社の異議申し立てを認めるとともに新薬の特許期間が5年に延長されるなど、薬品製造に関する知的財産権保護が厳格化された。6月29日に合意された追加交渉ではコピー薬（ジェネリック薬）製造・販売の条件を緩和するために医薬品市販許可・特許と関連したFTA上の義務履行が18ヶ月猶予されたものの、韓国の製薬会社にとって今後のコピー薬製造販売は難しい情勢となった。

今後予想される厳しい情勢に対応して、製薬業界の中にはアジアを中心とする海外市場への販売を再評価する動き⁽³⁵⁾や新薬開発へ軸足を移す動きもある。特に新薬開発においては製薬会社の資金不足がネックとなっているが、政府は6月28日の国会韓米FTA締結対策特別委員会の席上、韓米FTA締結後の補償対策の一環として医薬品開発のために革新新薬向け595億ウォン、改良新薬向け150億ウォン、バイオ医薬品向け150億ウォンをそれぞれ資金支援することを報告した。

(2) その他争点

韓米FTA交渉では自動車、牛肉、医薬品以外にも争点は多数あった。既述の通り、その多くは終盤に至っても韓米両側の主張に相当の隔たりがあった。その他争点のうち主要なものとその妥結内容は次の通りである⁽³⁶⁾。

韓国側が当初から大きな関心を持っていた開城工業団地製品の韓国製認定は、米国が拒否し続けた。この取り扱いは、両国の対北朝鮮政策の根幹に関わるだけに最後まで争点として残るかに見え、それまでの米朝間の険悪な関係から推して韓国側がこれをあきらめざるを得ないとの観測も流れた。しかし、2007年2月の六カ国協議の合意後に米国の態度が軟化し、3月12日からの第8回交渉で米国側が開城工業団地製品の韓国製認定について大筋で同意した。妥結内容としては、今後開城工業団地製品に対する特惠関税付与を協議する「朝鮮半島域外加工地域委員会」を構成し、朝鮮半島の非核化や労働・環境基準の充足などを条件に域外加工地域を指定する別途付属書の採択を目指すこととなった。

一般商品貿易（繊維、農産品を除く）では第6回交渉までに、即時撤廃率が韓国85.1%、米国83.9%（いずれも品目数基準）まで高まった。この段階で、

表7 両国商品貿易譲許総括

譲許類型	韓国			主要品目	米国			主要品目
	品目数				品目数			
	一般商品	農産物	繊維		一般商品	農産物	繊維	
即時撤廃	7,281	578,*9	1,265	乗用車(8)、キシレン(5)、通信用光ケーブル(8)、航空機エンジン(3)、エアバッグ(8)、電子計測器(8)、バックミラー(8)、デジタルプロジェクションテレビ(8)、デニムほか	6,176	1,065	1,387	3000cc以下乗用車(2.5)、LCDモニタ(5)、ビデオカメラ(2.1)、貴金属装飾品(5.5)、ポリステレン(6.5)、カラーTV(5)、その他履物(8.5)、電球(2.6)、電気アンブ(4.9)、セーター、靴下ほか
2年		6		アボガド、レモン		10		スモモほか
3年	719	33	7	尿素(6.5)、シリコンオイル(6.5)、ポリウレタン(6.5)、歯磨き粉(8)、香水(8)、ガラス繊維ほか	360			DTV(5)、3000cc超乗用車(2.5)、カラーテレビ(5)、ゴルフ用品(4.9)、シャンデリア(3.9)ほか
5年	168	317,*2	24	トルエン(5)、ゴルフクラブ(8)、かみそり(8)、殺菌剤(6.5)、ロブスター(20)、ポリamid強力糸ほか	196	401	149	タイヤ(4)、皮革衣類(6)、ポリエステル(6.5)、スピーカー(4.9)、男子綿シャツほか
6年		2		コーン油、脱殻クルミ		1		脱殻クルミ
2014年初まで		21		豚肉				
7年		41		ビール、加工用とうもろこしほか		91		タバコ、大豆油
9年		1		イチゴ				
10年	301	332		基礎化粧品(8)、フェノール(5.5)、ボールペアリング(13)、コンタクトレンズ(8)、建築用木製品(8)、タコ(20)ほか	333	154	62	電子レンジ(2)、洗濯機(1.4)、ポリエステル樹脂(6.5)、模造装身具(11)、ペアリング(9)、繊維乾燥機(3.4)、貨物自動車(25)、化繊繊維物の一部ほか
10年非線形	24			アンコウ(10)、エイ(10)、イカ(24)、サンマ(36)、合板(12)ほか	12			マクロ缶詰(6~35)、セラミックタイル(8.5/10)、鉄鋼(4.3~6.2)
10年関税割当		11,*1		バター、乳児用粉乳ほか		26		酪農品
12年		34		乳牛、スイカ、冷凍鶏肉ほか				
12年非線形	1			サバ(10)	17			特殊履物(20~55.3)
12年関税割当	2	6		ニベ(63)、その他のヒラメ(10)ほか				
15年		98,*2		肉牛、牛肉、とうがらし、にんにく、みかん、松の実、みかん、ごま油ほか		65		うるち米、牛肉、チーズ
15年関税割当	1	10		クラ(30)、チーズ、大麦、コーンスターチほか				
現行維持+関税割当		15		オレンジ(出荷期)、食用大豆、食用ジャガイモ、天然蜂蜜ほか				
その他		10,*3		ブドウ、チップ用ジャガイモ、高麗ニンジン、富士りんご、東洋梨、砂糖				
除外		16		コメ				
総計	8,434	1531,*17	1,296		7,094	1,813	1,598	

(注) カッコ内は現行税率を表し、*は税番分離の数を表す。譲許類型の「その他」は、16年、18年、20年、18年関税割当、15年季節関税、17年季節関税。

(出所) 韓国関係部署合同、「韓米FTA詳細説明資料」、2007年5月(韓国語)より筆者まとめ。

10年以内の関税撤廃が約束されない例外品目は、韓国83品目（水産、林産物が中心）、米国53品目（自動車など）となっていた。最終合意では、両国は一般商品関税を全廃することになった。また、3年以内に関税撤廃が実現する品目は韓国が94.0%、米国が94.6%に上る⁽³⁷⁾。表7に示されるように、10年間の撤廃など、韓国の長期撤廃品目には水産品が多く並んでいて、それまでのFTAと類似した傾向を見せている。

繊維は米国の敏感品目であるが、米国側は国内調整に手間取って回答を引き延ばした。韓国側は米国の即時関税撤廃を要求し、原糸基準⁽³⁸⁾（yarn forward）による原産地認定を緩和するよう求めた一方で、米国側が導入を主張する繊維セーフガードについては反対していた。妥結内容を見ると、両国は繊維関税を全廃することになり、即時撤廃率（金額ベース）も米国が61.2%、韓国が72%に達した。セーフガードと原糸基準は導入が決まったが、男性シャツ、女性用ジャケットなどの韓国の主要輸出品目で原糸基準が達成できない場合などに備えた原糸基準例外も確保された。

農業では敏感品目における双方の意見の隔たりが大きく、韓国側が強く望んでいたコメの除外は最終段階でようやく決まった。韓国側にとってはコメこそが死守すべき砦であり、このためにその他すべての品目について譲歩したといっても過言ではない。交渉の最終段階になってもコメが大した話題にならなかったのは、これを持ち出せば韓国が交渉全体を放棄しかねないことを米国も承知していたからであろう。コメの除外を巡っては、他の懸案事項での韓国の大幅な譲歩と引き換えに米国が除外を認めるという、いわゆる「ビッグディール」説が絶えなかった。韓国での医薬品価格決定プロセスにおける外国製薬会社の関与を拡大する代わりに、米国側が韓国市場でのコメ除外を検討しているとの報道があった⁽³⁹⁾のはその一例である。米国から見ると、コメは関心品目ではあったが、牛肉ほどの強烈な商業的関心はなかった。むしろ、コメは韓米FTAを通じた韓国市場の完全開放を内外に印象付ける象徴的な存在であったといえよう。交渉妥結を急ぐ機運が韓米双方に高まる中、2007年3月5日にはコメ除外を韓米通商相が内々に合意したとの報道が流れていた⁽⁴⁰⁾。

しかし、その他農産品でも韓国側は抵抗を試みていた。敏感品目に対して単に関税減免を与えるよりも、農産物セーフガード、輸入割当（TRQ）、季節関税など多様な手法を駆使して国内への影響最小化を図った。これに対して米国

側は最終段階に至るまで、韓国側の全ての農産物関税を撤廃すべきという原則論を堅持したが、土壇場で韓国側に譲歩した。最終合意では、セーフガード、輸入割当制、現行関税の維持、関税の長期（最長20年）撤廃、季節関税、税番分離（りんご、ナシ）など韓国側に多様な保護手法が認められた。完全開放までに何らかの時間的余裕を得た品目数は953品目（62.2%）に上る。しかしながら、コメ以外では農産品の除外は認められなかったのは厳然たる事実で、韓国のおよそ半分の農産物市場は長期的には対米開放されることとなった。ちなみに、米国が韓国に認めさせた農産物市場の開放幅は、米豪FTAにおいてオーストラリアに認めさせたものよりも広範なものとなっている。

貿易救済においては、米国の反ダンピング制度が争点とされた。韓国側の改善要求は米国のダンピング判定をしばしば受けてきた鉄鋼業界などの意向を受けたものである。韓国側はダンピングマージン算定の際の「ゼロイング」の改善を求めた。米国のダンピング決定に際しては、対象国からの輸出価格と国内価格を取引ごとに比較して総計することによって製品のダンピング率を計算しているが、個々の輸出取引価格が国内価格よりも高い場合の価格差を「マイナス」でなく「ゼロ」とみなすことで、この率を人為的に高くする手法をゼロイングとよぶ。韓国側はマイナス分も含めて通算することを主張した。これに対して米国側は韓国側の主張を受容するためには国内法の改正が必要であるとして反ダンピング制度の改善を拒絶した。交渉の結果、韓国の主張は通らずゼロイング改善は実現しなかったが、貿易救済委員会の設置によって当該企業の異議申し立てが出来る道筋がついた。

サービス・投資分野は、FTA締結に伴う韓国の生産性向上のためのカギと目されたこともあったが、結果を見ると現状追認が多く見られ、今回の交渉で得たものは特にないとの評が多い。韓米間の懸案であった映画については、交渉開始前に韓国がスクリーン・クォータを縮小することで決着しているが、文化侵略との批判も呼んでおり、反対運動がくすぶっている。交渉期間中、米国は韓国の宅配、法律、会計、通信、放送などについて関心を示していることが伝えられた。宅配では国際宅配便が信書送達の独占から外れたが、これは現状の追認である。法律および会計については、発効5年後には米国事務所による合弁が可能になるが、これも既定方針を再確認したものである。通信についてはKTやSKテレコムなどの韓国の基幹通信会社以外への100%間接投資が認めら

れることになった。放送では、PP（チャンネル使用事業者）への100%投資が認められることになった。専門職ビザ割当は韓国が要求したが、米国側は認めず、4月の妥結時には盛り込まれなかった。しかし、6月の追加交渉の際に米国側が譲歩し、韓国人専門職に対するビザ割当が実現した。

その他分野においては、知的財産権分科会では保護期間70年を主張する米国側と50年を主張する韓国側が対立した。また、同分科会では一時的ファイル複製にまで著作者の統制権を求める米国側とそれを拒否する韓国側の対立が見られた。最終合意では知的財産権の保護期間延長と一時的ファイルへの著作権がほぼ米国の意向通り盛り込まれた。

第6節 韓国経済への影響

——自動車、繊維輸出が増えるが農業に打撃——

韓米FTAが締結された場合、韓国経済にはどのような影響があるのだろうか。短期的には自動車の大幅な輸出増加が期待され、繊維においても輸出の伸びが望める。しかし、開放幅が小さい発効当初においても農産物輸入の増加は避けられず、長期的には農業生産・雇用に大きな影響が出そうである。

(1) 関税撤廃の短期的効果

まず、FTA発効当初における関税撤廃の短期的効果を筆者が試算してみた。韓米両国の関税率を見ると、単純平均で韓国12.5%、米国3.7%と、韓国のほうが相当高い。2006年現在の韓米間の貿易を見ると、韓国から米国への貿易フローのほうが多いが、韓国側の保護水準の高さを勘案すると、直観的には両国間の関税撤廃は韓国に対して不利であると見える。ただし、影響の詳細は品目ごとの税率、FTAに伴う関税減免幅、貿易実績を精査した上で算出すべきである。そこで、筆者は協定署名後の2007年7月2日に公表された最終協定文のなかの商品貿易における韓米両国の譲許表⁽⁴¹⁾をもとに、両国の受ける影響を試算することにし、関税撤廃が第三国からの輸入に及ぼす効果（貿易転換効果）と、韓米両国の国産品に及ぼす効果を推計した⁽⁴²⁾。使用したデータや諸仮定、計算方法など推計の詳細は付録2を参照されたい。

1) 韓米FTAに伴う関税撤廃の両国に対する即時的影響

表8は韓米両国の影響額を総括したものである。韓国は韓米FTA発効に伴って、対米輸出を16億2500万ドル増やすと見られる。その内訳は第三国からの貿易転換効果が10億8300万ドル、米国国産品との代替が5億4200万ドルである。一方、米国は貿易転換効果で11億5300万ドル、韓国国産品との代替で6億3300万ドル、合計17億8600万ドルの輸出増加効果を楽しむものと見られる。韓米の輸出増加効果を比較すると、米国のほうが1億6000万ドル余り多いが、この数値はすなわち韓国の対米貿易赤字悪化の幅でもある。韓米両国の相手方に対する輸出増加率はそれぞれ3.63%、5.31%で、韓国での比較的大

表8 韓米FTA発効に伴う即時的効果（韓国、米国）

	第三国からの貿易転換効果	輸入国国産品への効果	輸出増加効果	増加率
韓国→米国	1,083	542	1,625	3.63%
米国→韓国	1,153	633	1,786	5.31%

(注) 単位100万ドル。
(出所) 筆者計算。

表9 韓米FTA発効に伴う産業別輸出増加効果

	HS2桁	韓国 (増加率)	米国 (増加率)	韓国－米国
農・水・畜産	01-25	14.6 4.3%	207.9 7.5%	-193.3
鉱物、エネルギー	25-27	14.2 0.7%	75.7 5.9%	-61.5
化学・プラスチック	28-40	54.9 1.7%	236.6 5.0%	-181.7
木製品、紙、出版	44-49	0.3 0.0%	7.4 0.9%	-7.1
繊維（含皮革、履物）	41-43, 50-67	364.4 17.2%	74.9 9.8%	+289.4
土石、貴金属	68-71	17.4 6.6%	64.1 8.7%	-46.7
卑金属	72-83	52.8 1.6%	121.9 6.8%	-69.2
機械、電機	84, 85	181.5 0.9%	482.4 3.4%	-301.0
輸送機器	86-89	889.8 7.8%	179.6 6.2%	+710.2
精密・光学機器	90-92	20.6 3.3%	312.9 9.7%	-292.4
雑品、その他製造業	93-97	14.2 1.2%	22.5 3.8%	-8.4
総計		1,624.6 3.7%	1,786.1 5.3%	-161.5

(注) 金額の単位は100万ドル。産業分類は韓米交渉当局の使用するものではなく、筆者の独自分類。
(出所) 筆者計算。

幅な関税引き下げを反映して米国が受ける恩恵が大きいことが分かる。

表9は韓米両国の輸出増加効果を産業別に見たものである。これを見ると、韓米両国双方での品目別の関税撤廃幅や品目構成の違いなどを反映して、両国が受ける産業別のメリットに大きな差異があることが分かる。韓国の受けるメリットは交渉過程における米国の敏感部門であった輸送機器（8億8980万ドル）と繊維（3億6440万ドル）に集中していて、この2つだけで輸出増加効果全体の77%を占める。これは韓国が多額の自動車輸出を有税で輸出していることと、米国が繊維に対して他の製造業品よりも高い関税を維持してきたことによる。一方、米国の受けるメリットは各産業にわたっているが、これは韓国がこれまで比較的広範囲に関税を維持してきたことによる。輸出増加効果が大きい産業としては、機械・電機（4億8240万ドル）、精密・光学機器（3億1290万ドル）、化学・プラスチック（2億3660万ドル）、農水畜産業（2億790万ドル）などが挙げられる。韓国の敏感部門である農水畜産業への米国の輸出増は、比率で見れば7.5%である。韓国の農水畜産物は即時開放が多くはなく、時間をかけて開放していく品目が多い。このため、FTA発効直後には開放幅が小さいものの、時間の経過と共に開放幅は次第に大きくなる。したがって、その国内に対する影響もまた時間の経過と共に大きくなっていくことが予想される。

韓米両国がFTA発効に伴って輸出を特に増やすと予想される単一品目をまとめたのが表10と表11である。韓国は自動車の対米輸出を大きく伸ばしそうで、1500－3000ccのガソリン乗用車（6億3572万ドル）と3000cc以上のガソ

表10 韓米FTA発効に伴って韓国が対米輸出を増やすと見込まれる品目

HS8桁	品目	金額（千ドル）
61103030	化繊セーター	45,963
61159290	綿靴下	35,409
62053020	男性用化繊シャツ	53,007
84581100	NC旋盤	16,569
87032300	1500-3000ccガソリン乗用車	635,719
87032400	3000cc以上ガソリン乗用車	102,179
87082950	その他車体用部品・アクセサリー	18,084
87083950	ブレーキ、サーボブレーキ	18,260
87089980	その他自動車部品	32,675

（出所）筆者作成。

表11 韓米FTA発効に伴って米国が対韓輸出を増やすと見込まれる品目

HS10桁	品 目	金 額 (千ドル)
0805100000	オレンジ	26,588
1005901000	とうもろこし (飼料用)	39,707
2707300000	キシレン	27,880
2707999000	その他芳香族	25,355
8479893090	自動車用その他機械・機器	29,807
8543899090	その他電気機器	27,456
8708299000	車体のその他付属品	56,605
8708999000	その他自動車部品	48,741
9001200000	偏光材料性の板	74,037

(出所) 筆者作成。

リン乗用車（1億218万ドル）の効果が突出している。自動車関連ではこのほかにも車体用アクセサリ、ブレーキ、その他部品などが並んでいる。また、高関税が維持されてきた繊維においても韓国の輸出は増えそうで、化繊セーター、綿靴下、男性用化繊シャツなどの輸出増が期待される。米国については、対韓輸出が増加される品目のなかで、際立つものは特に見当たらない。それでも、農産物、石油化学、自動車、精密機器などが有望な品目として上がっている。農産物ではオレンジ（2659万ドル）、飼料用とうもろこし（3971万ドル）などが目を引き、日本との競合が予想される偏光材料製の板（7404万ドル）も注目される。

2) 韓米FTAの第三国への影響——日本が最大の影響を被る

すでに、韓米FTA発効に伴って第三国に対する貿易転換効果が発生することを述べたが、いずれの国が大きな影響を受けるであろうか？ ここでは特定の第三国が受ける影響を、それぞれの国の韓米両国での各品目における輸入シェアを用いて推定してみた。推計過程の詳細は付録2を参照されたい。

個別品目に関して第三国のそれぞれが受ける貿易転換効果を総計し、かつ第三国をグループ分けして示したのが表12である。EU、ASEAN、ラテンアメリカについてはまとめてグループ計を計算してみた。

これによれば、最も大きな影響を受けるのは日本であり、次いでEU、中国、カナダ、メキシコの順となる。日本製品は、米国のFTA対象品市場において

表12 韓米FTA発効に伴って第三国が受ける影響

	米国市場		韓国市場		合計
	輸出減少額	減少率	輸出減少額	減少率	輸出減少額
1. 日本	232.6	0.16%	352.5	0.68%	585.1
2. 中国	131.3	0.05%	192.4	0.40%	323.7
3. 台湾	24.1	0.06%	25.2	0.27%	49.4
4. ASEAN	50.7	0.05%	68.0	0.23%	118.7
5. EU	208.6	0.06%	324.7	1.08%	533.3
6. カナダ	150.2	0.05%	40.4	1.31%	190.6
7. メキシコ	174.2	0.09%	7.0	0.87%	181.2
8. ラテンアメリカ	45.0	0.03%	28.3	0.32%	73.3
9. その他	65.9	0.02%	115.0	0.09%	180.9
総計	1,082.7	0.06%	1,153.3	0.37%	2,236.0

(注) 金額は単位100万ドル。

(出所) 筆者計算。

韓国製品と競合し、韓国のFTA対象品市場では米国商品と競合するなど、韓米双方の市場でFTA当事国との競争に直面している。このため、日本は韓米FTAの影響を最も強く受けることになりそうである。ただし、EUも事情は同様で、影響は日本のそれと匹敵する。日本は輸出減少額5億8510万ドルのうち韓国市場での減少額が3億5250万ドルと推計され、カナダは輸出減少額1億9060万ドルのうち米国市場での減少額が1億5020万ドルと推計されるなど、各国・グループは韓米いずれかの市場のうち、自国に近いほうの市場で大きな影響を受ける傾向が見られる。例外はEUである。輸出減少額5億3330万ドルのうち、韓国市場での減少が3億2470万ドルと推計された。

さらに、韓米両国の市場で第三国が受ける影響を産業別にまとめたのが表13である。同表の作表にあたってはそれぞれの市場で受ける影響が大きな国・グループを選んである。韓国市場において、日本は石油・化学製品や機械、精密光学機器などで大きな影響を受けそうである。概して、工業生産用の中間投入財あるいは資本財での影響が目立つ。影響額の大きい単一品目（HS10桁）を挙げると、キシレン（1751万ドル）、自動車用その他機械・機器（1774万ドル）、偏光材料製の板（4109万ドル）などである。中国は農水畜産品、繊維、その他製造業など、労働集約的部門における影響が目立ち、日本とは対照的である。影響の大きい単一品目を挙げると、飼料用とうもろこし（2461万ドル）が抜き

表13 韓米FTA発効に伴って第三国が受ける影響（産業別）

（韓国市場）	日本	中国	EU	第三国計＝ 貿易転換効果
農水畜産業	2.36	32.10	17.51	119.35
鉱物、エネルギー	21.35	2.59	0.74	50.32
化学・プラスチック	59.23	24.25	40.54	156.78
木製品、紙、出版	0.05	0.52	0.13	4.84
皮革・繊維、履物	5.02	15.16	10.38	49.90
土石、貴金属	7.78	7.53	10.63	42.35
卑金属	24.09	18.25	22.29	79.55
機械、電機	106.70	53.79	99.45	310.13
輸送機器	29.06	18.62	59.84	117.97
精密・光学機器	93.15	13.08	60.44	207.13
雑品、その他製造業	3.67	6.46	2.73	15.02
総計	352.46	192.35	324.67	1,153.33

（米国市場）	日本	中国	EU	カナダ	メキシコ	第三国計＝ 貿易転換効果
農水畜産業	0.68	0.83	1.32	3.18	0.93	9.71
鉱物、エネルギー	0.32	0.02	1.93	2.55	0.44	9.49
化学・プラスチック	5.28	4.65	7.19	6.74	3.41	36.61
木製品、紙、出版	0.01	0.04	0.01	0.01	0.00	0.18
皮革・繊維、履物	3.12	64.85	16.36	10.50	22.56	242.91
土石、貴金属	0.30	5.10	1.49	0.36	0.83	11.58
卑金属	2.54	9.25	6.41	6.82	3.69	35.18
機械、電機	26.56	26.45	18.62	10.31	22.85	120.67
輸送機器	190.77	10.80	151.82	108.24	117.09	593.22
精密・光学機器	2.30	4.15	2.66	0.94	1.52	13.70
雑品、その他製造業	0.76	5.20	0.83	0.54	0.89	9.44
総計	232.63	131.35	208.64	150.18	174.24	1,082.70

（注）金額は単位100万ドル。網掛けは韓米各市場の各品目で最も影響を受ける国・グループを表す。
（出所）筆者作成。

ん出ている。EUは輸送機器における影響が目立つ他、機械、精密光学などでの影響が目立ち、日本と似た傾向を示している。影響の大きい単一品目としては、車体のその他付属品（1840万ドル）、その他自動車部品（1404万ドル）などが挙げられる。

米国市場では、日本の受ける影響は輸送機器と機械・電機にほぼ限定され、この2つで日本が受ける影響の大半を占める。単一品目（HS8桁）で影響額の

大きなものは、1500－3000ccガソリン乗用車（1億5321万ドル）が突出しており、次いで3000cc以上のガソリン乗用車（1923万ドル）、NC旋盤（864万ドル）挙げられる。一方、中国が受ける影響の約半分は繊維部門において現れる。ここでも韓国市場と同様に労働集約財における影響が強い傾向が見て取れる。単一品目としては、化繊セーター（776万ドル）、男性用化繊シャツ（480万ドル）、ドライヤー以外の整髪用機器（430万ドル）などを挙げられる。EUは、日本と同様に輸送用機器と機械・電機での影響が大きいほか、繊維においても若干の影響が見られる。単一品目としては、1500－3000ccガソリン乗用車（1億2386万ドル）が突出しており、次いで3000cc以上のガソリン乗用車（1679万ドル）、その他自動車部品（158万ドル）などがある。カナダ、メキシコも日本、EUと同様に輸送用機器と機械・電機の影響が大きいほか、繊維においても影響を受けると見られる。繊維の影響はメキシコにおいてやや大きい。単一品目として、カナダに関しては1500－3000ccガソリン乗用車（4904万ドル）、3000cc以上のガソリン乗用車（2902万ドル）、その他自動車部品（897万ドル）などがあり、メキシコに関しては1500－3000ccガソリン乗用車（9336万ドル）、その他自動車部品（522万ドル）、男性用化繊シャツ（495万ドル）などが挙げられる。

（2）経済全般への影響、長期的影響——他機関のCGEモデルによる予測

上での筆者の推計はFTA発効時における即時的効果を見るためのものである。このような手法では詳細な品目レベルでの影響を推測できるという利点はあるものの、現実に行われた貿易量を計算の基礎とするなど、限界もある。たとえば、関税その他の障壁で本来行われるべき貿易が低い水準に抑えられている場合には規制撤廃による貿易量変動は十分に把握できない。BSEなどの事情もあって直近における輸入がなかった牛肉がその一例である。このため現実には発生したことの無いような仮定の元でも動かせるCGE（計算可能な一般均衡）モデルなどの援用が必要になる。そこで韓米FTA妥結を機に出された対外経済政策研究院（KIEP）を始めとする韓国の研究機関が2007年4月30日に共同で発表した展望数値⁽⁴³⁾を引用しながら韓米FTAの影響を見ることにしよう。

韓米FTAの所得・雇用に対する影響をまとめたのが表14である。FTA締結が資本蓄積に影響を与えるとするCGE長期（資本蓄積）モデルで、韓米FTAが

表14 韓米FTA締結に伴う所得・雇用の変化（CGEモデル）

区分	生産性増大の仮定	実質GDP増加	雇用増加	備考
短期	－	0.32%	5万7000名	交易増大、資源配分の効率化をモデルに反映
長期	有	1.28%	8万3000名	資本蓄積と投資拡大をモデルに反映
	無	6.00%	33万6000名	

・雇用増加の部門別概観

モデル区分	生産性増大の仮定	農業	製造業	サービス業	雇用増加計
短期	－	－1万6000名	5000名	6万8000名	5万7000名
長期	有	－1万3000名	2万7000名	6万9000名	8万3000名
	なし	－1万名	7万9000名	26万7000名	33万6000名

(注) 実質GDPの増加は年平均の成長加速ではなく、10年後の累積分として計測。

(出所) 対外経済政策研究院 (KIEP) ほか、「韓・米FTAの経済的效果分析」(国会韓米FTA特別委員会報告資料)、2007年4月30日。

生産性向上効果をもたらすと仮定するとGDPは締結後10年間で6.0%増加⁽⁴⁴⁾し、雇用も33万6000人増加するという。生産性向上効果は締結後7～10年程度経過してから現れるという特性があり、この推計は相当な長期における効果を示したものと解釈できる。一方、資本蓄積や生産性増加を考慮しないCGE短期モデルによる推計では、GDPは0.32%しか増えず、雇用の増加も5万7000人に留まるといふ。まず、農業部門での雇用減は避けられそうにもない。製造業での雇用増も10年間で最大で8万人弱と、それほど顕著なものとはいえない。雇用増の大半は「FTAで効率化が期待される」サービス業で発生することになっている。表15は貿易収支への影響をまとめたものである。発効後10年間の年平均で対世界収支19億5700万ドル、対米収支が4億6300万ドル好転するという。FTA締結に伴う米国への市場開放のため、対米収支の好転は限定的であることがわかる。上述資料では短期・長期別の貿易収支動向に触れていないが、生産性向上を仮定した場合には経年的に貿易収支好転要因が生じていると見てよからう。このため、短期では貿易収支の好転がそれほど見込めず、長期になるほど貿易収支が改善されていくという可能性は否定できない。

表14から15に掲げた影響予測は政府系研究機関によるものだが、事実上韓米FTAを推進する立場にある機関が発表する数値であるにもかかわらず農業

表15 韓米FTAによる貿易収支の変化

	輸出増加		輸入増加		貿易収支	
	対世界	対米	対世界	対米	対世界	対米
農業	-	-	168	273	- 168	- 273
水産業	-	0.6	-	10	-	- 9
製造業	2,342	1,327	216	581	2,125	745
計	2,342	1,328	384	864	1,957	463

(注) 発効後10年間の年平均、単位100万ドル。

(出所) 対外経済政策研究院 (KIEP) ほか、「韓・米FTAの経済的効果分析」(国会韓米FTA特別委員会報告資料)、2007年4月30日。

への影響は否定できなかつたという点をまず確認する必要がある。また、サービス業での25万人を越す大幅な雇用増についても疑問の余地がなしとはしない。今回のFTA交渉におけるサービス交渉は低調に終わったとの評価が一般的であったからである。サービス業が限定的とはいえ開放されることで効率の向上が多少見込め、雇用も増加するであろう。しかし、雇用情勢全般がこの推計が示すようなバラ色のものかどうかは注意して検討する必要がある。たとえば、自営業主が職を失って複数のパートが雇われれば雇用は純増となるだろうが、こうしたことが社会的に支持されるかは疑問である。また、生産性向上効果は長期的効果を大きくかさ上げするが、多くの場合この種の推計においては向上幅が恣意的に決められていることを改めて想起する必要がある。これと関連して、FTAとは関係のないところで起こる生産性向上の効果がFTAの効果としてカウントされていないかについても十分な注意が必要である。もちろん推計者は過去の研究成果を参照しながら生産性向上幅を慎重に定めているであろうが、生産性上昇幅の設定如何で推計値がいかようにも操作可能であることは推計値を見るうえで参考にするべきである。

【注】

- (1) 韓米FTA締結支援委員会、「韓米FTA、お聞きになりたいことがありますか?」、2006年10月。
- (2) 『連合ニュース』2007年5月23日付け。
- (3) 『中央日報』2007年7月4日付け。

- (4) I. Choi and J.J. Schott (2001). “Free Trade Between Korea and the United States?”, Institute for International Economics. 2 ページを参照。
- (5) 鄭仁教、「韓・米FTAの主要イシューと政策示唆点」、『世界経済』2002年1月号(88-94ページ)、対外経済政策研究院。
- (6) 韓国政府は韓米FTAの推進が拙速であるとの批判に対して対外経済委員会を7回、対外経済長官会議を36回開催し、韓米通商長官会議も6回開催して交渉の可能性、戦略、予想争点などについて点検したと主張している。韓米FTA締結支援委員会、上掲書5ページを参照。通常この種の会議が行われる際には配布資料の基礎となる調査研究が行われる。
- (7) アドレスはhttp://www.fta.go.kr/fta_korea/info.php?country_id=19、2007年1月31日アクセス。
- (8) 『朝鮮日報』2005年9月21日付け。
- (9) 注8に同じ。
- (10) 2006年10月26日から11月8日までのソウルでの聞き取り調査による。
- (11) 『朝鮮日報』2006年7月12日付けおよび『毎日経済新聞』2006年2月6日付け。
- (12) 『毎日経済新聞』2006年2月6日付け。
- (13) 映画について米国は、韓流ブームを享受する現状で保護は不要とし、自ら比較優位をもつ映画売り込みを狙った。韓国では外国からの文化的干渉への拒否感が依然根強いためにスクリーンクォータ縮小は民族感情に根ざした反対運動を呼びかねず、4大前提条件のなかでも最も慎重に取り扱われた。クォータ縮小が決まると俳優など映画関係者とその支持者による反対運動が起き、その後の反対運動の一つの核を形成した。
- (14) 『連合ニュース』2007年2月27日付け。
- (15) 当初3月末とされていた交渉期限が急遽2日間延長されたのは、交渉期限の再解釈が行われたからである。TPA時限から逆算した交渉期限は米国東部標準時の4月1日(日曜日)24時(韓国時間4月2日(月曜日)13時)であったが、韓国外交通商部は交渉結果の報告を受ける米国議会の期限内最終業務時間、すなわち米国東部標準時3月30日(金曜日)18時(韓国時間3月31日7時)を事実上の交渉期限とする立場であった。しかし、この期限を迎えても交渉がまとまらず、米国側も期限延長に同意したため、交渉期限の2日間延長が決まった。
- (16) 対外経済委員会は大統領を議長とする国民経済諮問会議を構成する9つの分野別委員会の一つで、国民経済の主要懸案に対する方針策定に関して、大統領の諮問に応じる。対外経済委員会は、諮問会議の諮問委員30名のうち議長の指名する数人が運営に当たるが、実際の活動は大学教授と政府系研究機関の研究者など10人

を専門委員とする専門家支援班会議が中心である。

- (17) 対外経済長官会議は、財政経済部長官が主催し、教育人的資源部、法務部、文化観光部、農林部、産業資源部、情報通信部、海洋水産部、保健福祉部、特許庁、通商交渉本部など関係部署の長が参加する。
- (18) 外交通商部にもFTA局とは別個に韓米FTA企画団（局相当）が別個におかれている。
- (19) 『中央日報』2007年6月28日付け。
- (20) 『中央日報』2007年6月28日付け。
- (21) 『国政ブリーフィング』2007年1月10日
- (22) キム・ジョンホ、イ・ヨンホ、「韓米FTA農業部門国内補完対策討論会結果」、農村経済研究院、2007年6月。
- (23) 農業投融资計画の前半5年間分51兆ウォンは国家財政運用計画に織り込まれている。韓国農林部韓米FTAホームページを参照。（http://www.maf.go.kr/user.tdf?a=user.maf_portal.business.BusinessApp&c=1003&fn=ad_business37.htm、2007年2月3日アクセス）
- (24) 韓米FTA締結支援委員会での聞き取り（2006年10月30日）。
- (25) 全国経済人連合会、「韓米FTA主要産業別影響と対応戦略」、2006年12月、を参照。
- (26) 『朝鮮日報』2006年11月16日付け。
- (27) 『毎日経済新聞』2007年4月3日付け。
- (28) 『朝鮮日報』2007年3月23日付け。
- (29) 『農水畜産新聞』2006年8月21日付け。
- (30) 『連合ニュース』2007年5月28日付け。
- (31) 『朝鮮日報』2007年4月4日付け。
- (32) 羅城麟 [2006] 『韓米FTA大韓民国報告書』、ドンヘン、195ページを参照。
- (33) 汎国本の紹介ページに4大前提条件に触れたくだりがあり、そこで薬価適正化中絶の時期にふれている。http://www.nofta.or.kr/webbs/view.php?board=nofta_5&id=153を参照のこと（2007年1月31日アクセス）。
- (34) 韓国で言う「方案」は、方策あるいは対策を意味する。
- (35) 『朝鮮日報』2007年7月7日付けはアジア市場で好評を博す韓国医薬品の例を紹介している。
- (36) 2007年1月19日に終了した第6回交渉の結果の総括については、外交通商部「韓米FTA第6次交渉 分野別交渉結果」を参照。
- (37) 韓国外交通商部、「韓米FTA分野別最終交渉結果」、2007年4月（韓国語）、3-

4頁を参照。

- (38) この基準によれば、衣類など加工度の高い製品の原産地認定のためには使用された原糸も域内で生産される必要がある
- (39) 『朝鮮日報』2007年1月20日付け。
- (40) 『朝鮮日報』2007年3月5日付け。
- (41) 最終協定文の全文は韓国外交通商部の次のサイトより入手可能である。
http://www.mofat.go.kr/mofat/fta/kor_0707/kor_list.htm (2007年7月17日アクセス)
- (42) FTAによる関税撤廃等の措置が輸入国における物価の下落を促し、これがひいては貿易を促進するというFTAによる貿易促進効果も考えられるが、この効果は貿易転換効果に比べるとより長期のラグをもって発現すると考えられる。ここでの計算ではFTA発効の即時的効果を見ようとしているため、貿易促進効果については一応扱わないことにする。
- (43) 対外経済政策研究院 (KIEP) ほか、「韓・米FTAの経済的效果分析」(国会韓米FTA特別委員会報告資料)、2007年4月30日。
- (44) KIEP説明資料にもあるように、この6.0%増加というのはFTA締結10年後の数値である。この場合、FTAを締結した場合としなかった場合のGDPを比較するわけだが、これを毎年の成長率に引き直すと $1.06^{(1/10)} * 100 - 100 = 0.6\%$ となる。つまり、毎年GDP成長率が0.6ポイント加速するということと等値である。